

## 第6章 史跡の保存・活用の大綱と基本方針

### 第1節 大綱

平成25年3月に策定した第6次松山市総合計画では、「松山市固有の文化芸術を守り育み、文化遺産を継承していく。」ことを施策とし、施策の方向性として、「歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより、市民の理解を深め、保護意識の醸成を図る。」こととしている。これを踏まえ、松山城跡の保存・活用についての大綱は次のとおりとする。

松山城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するとともに積極的に公開・活用することにより、市民ひいては国民の文化的活動に寄与するとともに、その保護意識の高揚を図る。

### 第2節 基本方針

上記の大綱に基づき、松山城跡の保存・管理、活用、整備等の基本方針は下記のとおりとする。

#### (1) 保存・管理の基本方針

- 1) 遺構や建造物、文献史料等について、一層の調査・研究を引き続き実施することにより、松山城跡の本質的価値をさらに明確化する。
- 2) 松山城跡に関する各種の遺構や建造物について、適正な保存・管理を図るため、地区ごとに構成要素の基本的な保存・管理の方法を定める。
- 3) 現状変更等の取扱基準を定め、その厳密な運用を図る。

#### (2) 活用の基本方針

- 1) 松山城跡の本質的価値を生かした、史跡を体感する場としての活用を基本とし、その中心となる学校教育や生涯学習の場、また、観光資産としての活用を図る。
- 2) 都市公園・歴史公園として、松山市の歴史的風致の醸成などの史跡の本質的価値の保存やそれを生かした活用を行うとともに、より多くの方々に史跡をより身近に感じ親しんでもらうための各種のレクリエーション活動の場としてなどの活用を図る。また、災害時の指定緊急避難場所としての活用等、多面的な活用を図る。

#### (3) 整備の基本方針

- 1) 松山城跡の本質的価値の保存と安全の確保を最優先とするとともに、松山城跡の本質的価値が正しく認識されるよう、遺構や建造物、文献史料等の学術的調査の成果に基づき計画的に整備を行う。
- 2) 松山城跡の多様な価値を生かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、観光資産としての活用等、都市公園・歴史公園としての活用、災害時の指定緊急避難場所としての活用、多面的利用を想

定した整備を行う。

(4) 運営・体制の整備の基本方針

松山市内部の体制の整備・強化を図るとともに、外部の専門家や関係行政部門の指導・助言や一般市民と協働できる制度の拡充など、松山城跡の保存・活用を計画的かつ効果的に推進するための体制整備を行う。

(5) 施策の実施計画の策定・実施と経過観察の基本方針

第7章から第10章で取りまとめた保存・管理、活用、整備及び運営・体制の整備に関する方向性や方法に基づき、施策の実施計画を策定し、各種施策の実施状況や効果等について、定期的に確認を行い、事業の進捗状況や課題等の検証を行う。